

# 彫刻のある風景づくり推進計画

平成 25 年 3 月

知立市



## 1. 彫刻のある風景づくり推進計画策定の目的

知立市では、平成 12 年に文化会館のオープンと合わせ、文化会館のエントランスロードに彫刻展示のできる歩道を整備しました。

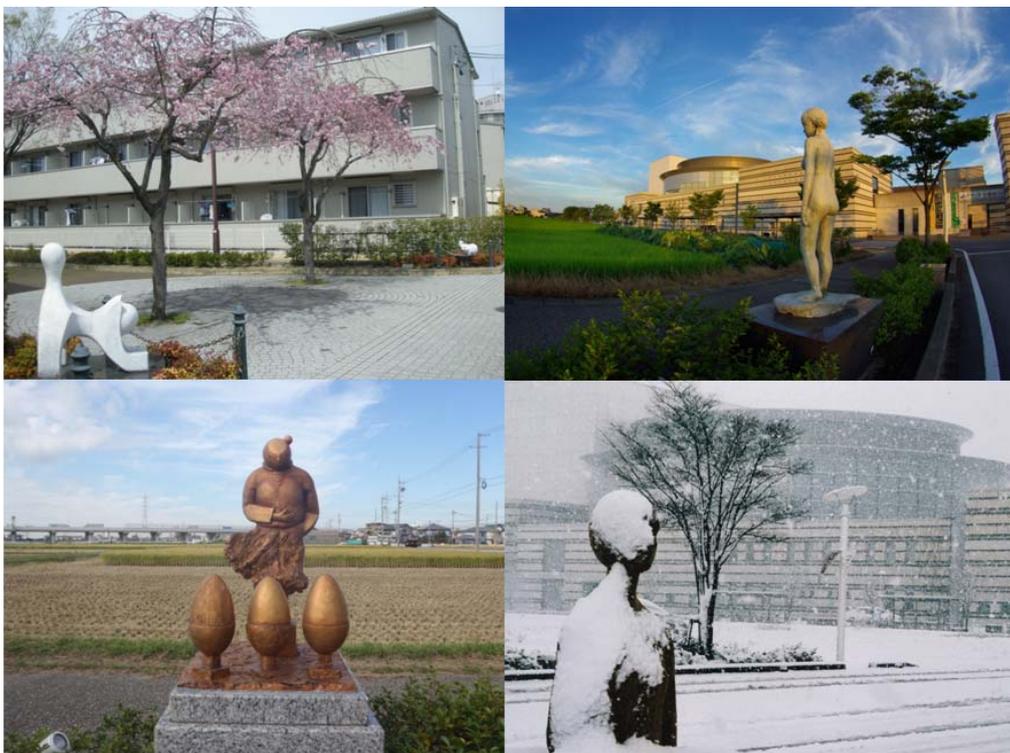
彫刻展示にあたっては、知立ライオンズクラブや愛知教育大学の指導・協力のもと、平成 12 年に「第 1 回野外彫刻プロムナード展」を開催し、平成 13 年には野外彫刻プロムナード展の運営組織として「野外彫刻プロムナード展振興運営委員会」が発足しました。以来、エントランスロードに 6 体の彫刻を 1 年間展示する野外彫刻プロムナード展は毎年開催され、これまでに 70 体を超える作品が展示されています。

平成 15 年より運用中の知立市第 5 次総合計画では、「芸術・文化が息づくまちづくり」を施策のひとつに掲げ、市民が日常的にまちの中で芸術文化にふれあい、目にすることのできる街並みを創出することを目指しています。具体的には、文化会館～知立駅～リリオを結ぶ歩道を活用した彫刻プロムナードを整備することを目指し、企業等による寄贈を含め、これまで 11 体の彫刻を公園や歩道に設置してきました。

これにより、彫刻のある風景は、文化会館から知立の街なかへとつながってきています。

現在、知立駅周辺では、連続立体交差事業を中心とする新たなまちづくりが進められており、知立の玄関口として、魅力ある顔づくりが求められています。

そこで知立市では、野外彫刻プロムナード展を通して培われた風景を、今後も知立の魅力づくりに活かしていくこと、また彫刻だけにとらわれず、多様な分野のアートも取り入れていくことを目指し、その方針を位置づける計画を策定しました。



知立市の野外彫刻 春夏秋冬

## 2. 彫刻のある風景づくりの基本理念

彫刻のある風景づくりを進めるにあたり、基本理念を以下のように定めます。

### ●市民の暮らしに彩りを添える風景づくり

暮らしの中にある身近な芸術は、心の豊かさをもたらす“彩り”となりうると考えます。そこで、街なかに彫刻やアートを設置することで、市民が日々の暮らしの中で芸術に親しみ、癒しや元気を感じることで、彩りある風景の創出を目指します。

### ●市民が愛着をもって“知立”と関わることでできる風景づくり

知立市は東海道五十三次 39 番目の宿場町として発展したまちであり、他にも『伊勢物語』で詠まれたかきつばたの名所や、弘法さんの縁日などの歴史・文化資源を有していますが、それを十分に活かしてきていない現状があります。

そこで、これら資源を彫刻やアートと組み合わせることで、市民が愛着をもって“知立”をPRできる風景づくりを目指します。

また、PRだけに留まらず、彫刻やアートを活用した空間整備に、市民が主体的に関わることでできる仕組みの構築を目指します。



文化会館と野外彫刻プロムナード展



公園通の彫刻プロムナード

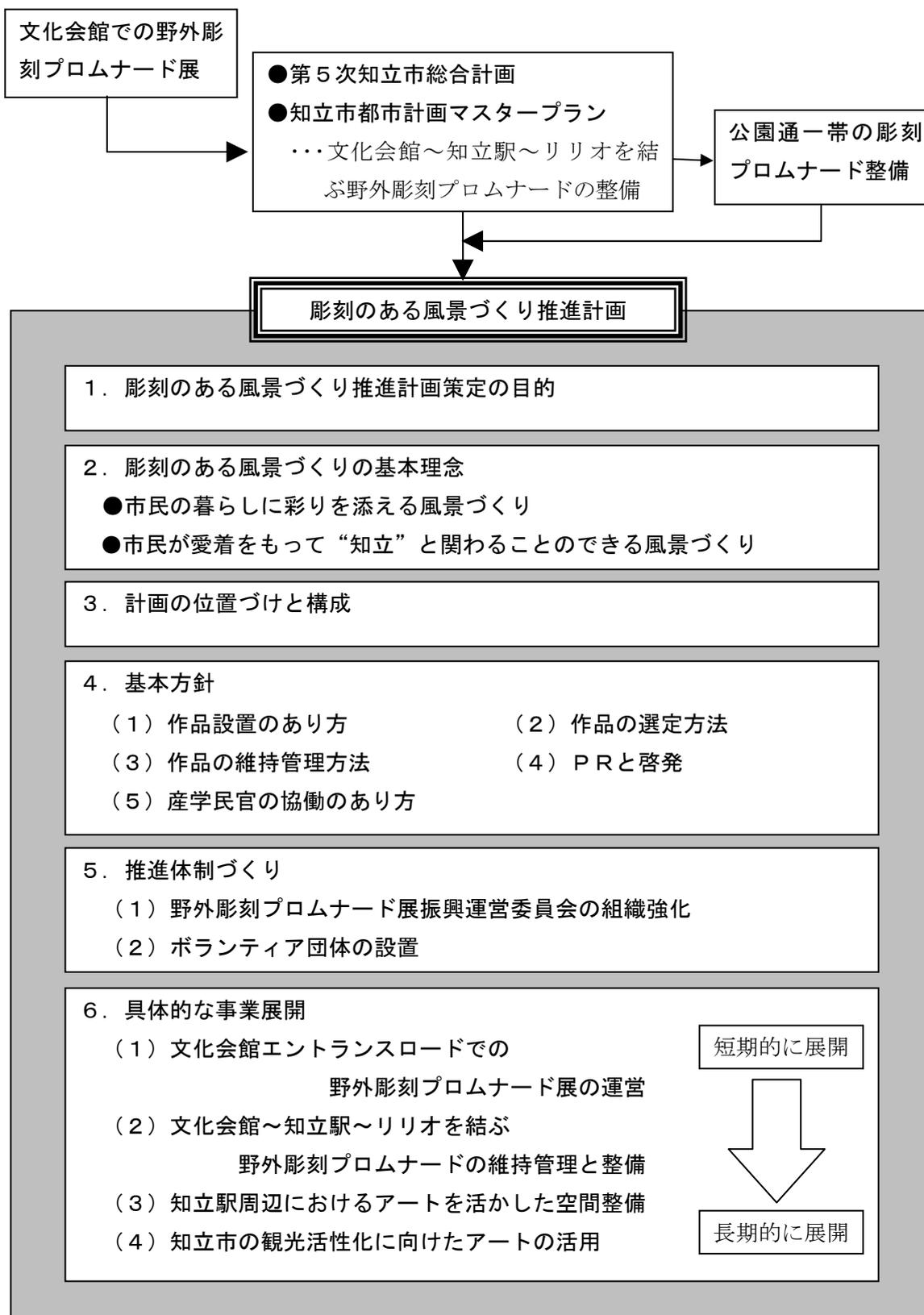


東海道五十三次”池鯉鮒首夏馬市”  
(歌川広重 画)



八橋かきつばた園

### 3. 計画の位置づけと構成



#### 4. 基本方針

彫刻のある風景づくりが、知立市の活性化策のひとつとなるよう、基本理念に即して基本方針を以下のように示します。なお具体的に事業を実施するために実行委員会が立ち上げられた際には、実行委員会において再度方針を確認します。

実行委員会での検討内容を受け、野外彫刻プロムナード展振興運営委員会は、事業の進捗状況に応じた計画の見直しを知立市へ提言することができるものとしします。

##### (1) 作品設置のあり方

###### ●彫刻のある風景づくり重点推進地区の設定

知立市では、彫刻やアートを、公園や歩道等、日々の暮らしの中でより身近に感じてもらえるような場所に連続して作品を設置し、プロムナードとしてつなげていくことを目指します。

従って、設置する地区を絞って整備する必要があることから、以下の地区を彫刻のある風景づくり重点推進地区として設定します。

- ①文化会館エントランスロード及び文化会館の敷地内  
(光・泉・緑・水のパティオ、駐車場・植栽帯などの空間スペース)
- ②公園通及び新地公園
- ③知立駅周辺土地区画整理事業によって整備される、駅前広場や知立南北線の歩道等
- ④明治用水緑道をはじめとする遊歩道等

###### ●彫刻のある風景をつくるための環境整備

彫刻やアートの設置にあたっては、周辺の植栽や作品を鑑賞するためのベンチ等も併せて整備することで、彫刻のある風景をつくるための環境整備に配慮します。

###### ●各地区の場所の特性に応じた作品設置

作品は、一度設置すると移設等が難しくなることから、各重点推進地区の場所の特性に応じ、作品設置のあり方を以下のように定めます。

重点推進地区	場所の特性	作品設置のあり方
①文化会館エントランスロード及び文化会館の敷地内	・年間約 21 万人が利用する、市民文化の発信地 ・パティオ周囲を散策する人が親しみやぬくもりを感じる場所	・エントランスロードについては、学生、市民等の自由な創造発表の場とするため、作品は仮設を基本とする。 ・文化会館の敷地内については、

重点推進地区	場所の特性	作品設置のあり方
		作品や企画の内容に応じて、常設、仮設を判断する。
②公園通及び新地公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園や図書館を訪れる人や、公園通を散策する人が、癒しと安らぎを感じる場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化会館での野外彫刻プロムナード展に縁のある作家の作品の常設を基本とする。</li> <li>損傷、劣化の激しい既設作品については、作品の入れ替えを検討する。</li> </ul>
③知立駅周辺土地区画整理事業によって整備される、駅前広場や知立南北線の歩道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日約3万人が出入りする、知立市の玄関口</li> <li>多くの人が集まり、歴史と文化を感じる場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知立の顔にふさわしい作品の常設を基本とする。</li> </ul>
④明治用水緑道をはじめとする、遊歩道等	<ul style="list-style-type: none"> <li>知立市を東西に貫きまちの発展を支えた、元気とつながりを感じる場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明治用水の施設管理者（明治用水土地改良区）と協力しながら、各集落に伝わる民話などをモチーフにした作品を常設し、一つの観光資源となることを目指す。</li> </ul>

## （２）作品の選定方法

### ●市民参加によるプロセスに配慮した作品選定

作品の選定にあたっては、各地区の場所の特性及び作品設置のあり方を踏まえた上で、可能な限り市民参加によるプロセスを取り入れた選定を行うことを基本とし、以下のように定めます。

重点推進地区	作品の選定方法
①文化会館エントランスロード及び文化会館の敷地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>エントランスロードについては、愛知教育大学や地元彫刻家、これまでの野外彫刻プロムナード展に縁のある作家等との連携によって、作品を選定する。</li> <li>作品の選定においては、可能な限り市民参加によるプロセスを盛り込むものとする。</li> </ul>
②公園通及び新地公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・団体からの寄贈を積極的に受け入れるものとするが、作品の内容については、設置する場所にふさわしい</li> </ul>

重点推進地区	作品の選定方法
	内容となるよう、十分配慮する。
③知立駅周辺土地地区画 整理事業によって整備される、駅前広場や知立南北線の歩道等	・市民ワークショップ等を開催し、彫刻やアートを設置する場所や作品数、コンセプトを決めた上で、作家に製作を依頼する。
④明治用水緑道をはじめとする、遊歩道等	・町内会等の地元組織とのワークショップ等を通じて作品を製作してくれる作家に依頼し、設置場所、作品の内容、維持管理方法等を、地域住民との合意形成によって決めていくことを基本とする。

### (3) 作品の維持管理方法

#### ●市及び製作者による定期的な点検、補修

市及び製作者は、作品の点検を定期的に行うことにより、作品の破損を未然に防ぎます。また、作品の補修に備えるため、市民の利用状況と製作者による作品の制作意図を踏まえた作品の維持管理基準を整理します。

損傷が激しく補修が難しい場合には、市と製作者で協議し、作品の入れ替えを検討します。

作品周囲の植栽やベンチ等の鑑賞スペースの状況についても、定期的に点検、補修を行います。

#### ●地域住民やNPO等のボランティアサポートによる日常的な点検、清掃

市内の道路や公園等において、清掃やパトロールを行う地域住民や、NPO等のボランティア団体に呼びかけ、作品や作品周囲の日常的な点検、清掃について、協力を求めます。

#### ●市民参加による彫刻清掃イベント等の開催

製作者との交流を図りながら彫刻を清掃する市民参加の彫刻清掃イベントを春、秋に開催し、作品に対する市民の理解、関心を深めます。

開催にあたっては、より多くの市民に周知できるよう、関連既存イベントとの連携を検討します。



市民参加による彫刻清掃（平成24年）

#### (4) PRと啓発

##### ●情報提供の充実

展覧会のパネルや、パンフレットの展示、配布先を充実させ、市民が知る機会を増やします。

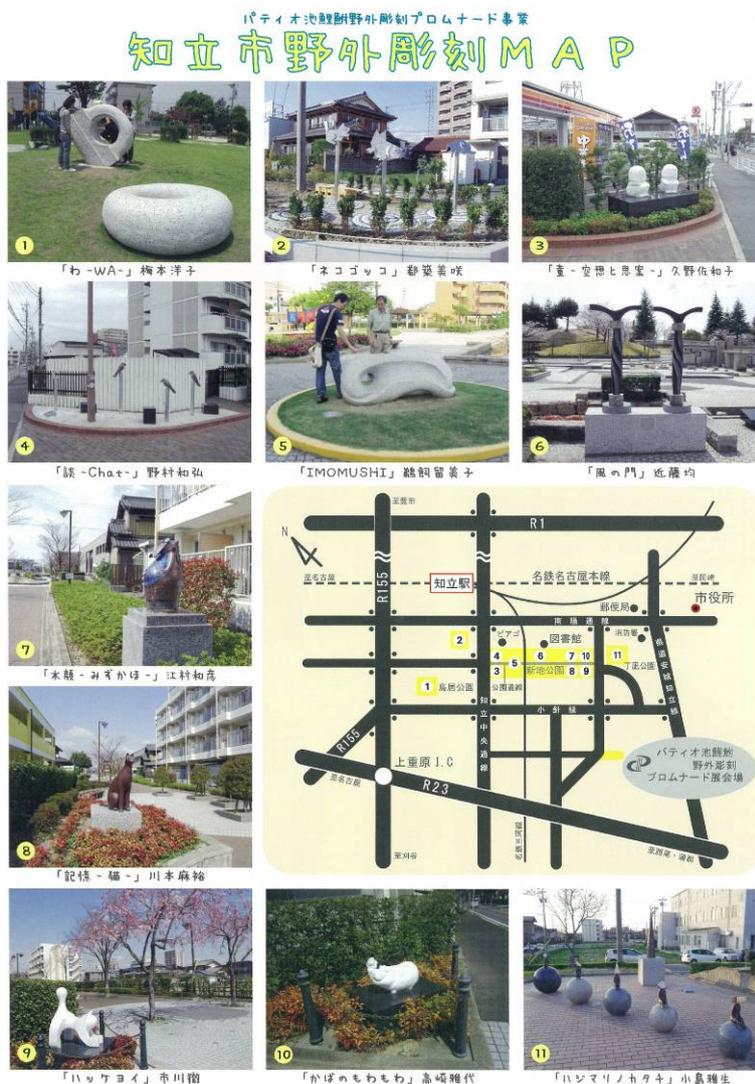
作品解説のさらなる充実を図ったホームページ、彫刻鑑賞マップ、パンフレットを作成し、作品に対する市民の理解、関心を深めます。

##### ●出前講座プログラムの作成、実施による教育との連携

小中学校での授業及び部活動や、生涯学習の一環として市民にも活用してもらえようような出前講座プログラムを、知立市教育委員会と連携して作成、実施し、市民の彫刻やアートへの理解、関心を深めます。

##### ●各種イベントの開催

文化会館で開催されている夏・冬のフェスティバルへの参画や、彫刻清掃イベント、彫刻のある風景の撮影会等の各種イベントを開催し、市民が彫刻やアートと関わる機会を増やします。



プロムナード展 10 周年記念で作成した野外彫刻マップ

## (5) 産学民官の協働のあり方

### ●企業・団体からの彫刻の寄贈や財政的支援（産）

これまでも、市内の団体や企業から彫刻の寄贈や財政的支援を受けてきましたが、今後もより多くの企業・団体に支援してもらえるよう、積極的に呼びかけます。

### ●企業・団体・個人による敷地内への自主的な彫刻設置（産、民）

企業・団体が、道路沿いのオープンスペースに自主的に彫刻を設置し、彫刻のある風景づくりに貢献してもらえるよう、積極的に呼びかけます。

道路から見えない位置に彫刻が設置されている場合でも、一定の条件下で庭園を開放してもらい（オープンガーデン）できないか、働きかけます。

### ●展覧会やイベント企画等の提案・運営（学、民）

愛知教育大学を始めとする県内の大学や市民ボランティア団体から、展覧会やイベント企画等の提案・運営を積極的にしてもらえるような環境を整備します。

### ●ボランティアによる作品の維持管理（産、民）

作品の維持管理をボランティアでやってもらえるよう、市民や企業・団体に働きかけます。

### ●産学民による取組みを支援・奨励する施策の推進（官）

彫刻の寄贈や財政的支援、自主的な彫刻設置等を行った企業・団体に対し、「彫刻のある風景づくり貢献企業等」として認定する制度の創設を検討します。

大学やボランティア団体による、彫刻のある風景づくりに資する活動について、助成制度の創設を検討します。

市民参加によるイベントの開催を積極的に行い、市民が自主的に取り組むためのきっかけづくりを行います。



東海道沿いの店舗での作品展示  
（おさんぽ展（平成22年））



おさんぽ展 開催店舗の看板  
（平成22年）



プロムナード展 展作家による  
10周年記念展覧会（平成22年）



プロムナード展 10周年記念シンポジウム  
（平成22年）



子どもを対象としたアートワークショップ  
（平成22年）



文化会館 水のパティオでの作品展示  
（平成22年）

## 5. 推進体制づくり

### （1）野外彫刻プロムナード展振興運営委員会の組織強化

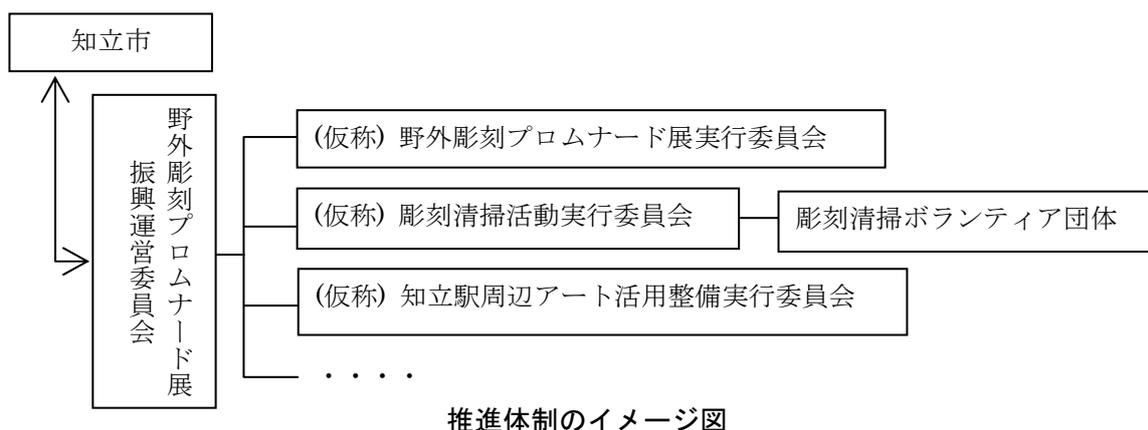
既存の野外彫刻プロムナード展振興運営委員会の下部組織に実行委員会を設置して組織強化を図ります。これにより振興運営委員会は、事業展開の進行管理及び知立市全体の彫刻のある風景づくりについて検討する機関とし、具体的な事業計画の策定や、企画・運営等は、事業毎に実行委員会を立上げ、実施していくものとします。

実行委員会の設置にあたっては、愛知教育大学や地元彫刻家、これまでの野外彫刻プロムナード展に縁のある作家、地域住民、各種関連団体からの協力を求めます。

また知立市は彫刻のある風景づくりについて、野外彫刻プロムナード展振興運営委員会の提言に応じたり、提言を求めたりできるものとします。

### （2）ボランティア団体の登録

作品の維持管理を一定の基準を満たして実施するボランティア団体を登録する制度の創設について検討します。



推進体制のイメージ図

## 6. 具体的な事業展開

具体的な事業展開は以下の内容を想定し、詳細な事業計画については、実行委員会を立ち上げ検討するものとします。展開の優先順位は（１）及び（２）を短期、（３）を中期、（４）を長期的展開とします。

### （１）文化会館エントランスロードでの野外彫刻プロムナード展の運営

- ・ 第 15 回野外彫刻プロムナード展までは、第 1 回から続けてきた方法で実施します。
- ・ 第 16 回以降の方法については、実行委員会を立ち上げ、事業形式や予算規模について再検討します。方向性としては、愛知教育大学との連携に加え、これまで野外彫刻プロムナード展に参加いただいた作家の方々や、各種関連団体からの協力を得た上で、市民参加による作品選定等の手法も取り入れていくことを検討します。

### （２）文化会館～知立駅～リリオを結ぶ野外彫刻プロムナードの維持管理と整備

- ・ 彫刻のある風景が風化することのないよう、市、製作者、地域住民、ボランティア団体が協働して、既設作品及び作品周囲の点検、補修、清掃を定期的に行う体制を整備します。
- ・ 特に清掃については、市民参加による清掃イベント等を定期的で開催し、作品に対する市民の理解、関心を深めるよう、働きかけます。
- ・ 新規彫刻作品の設置については、周辺の企業・団体に呼びかけ、寄贈や財政的支援を求めます。また、個人敷地内の彫刻設置を奨励します。

### （３）知立駅周辺におけるアートを活かした空間整備

- ・ 駅前広場や知立南北線の歩道等において、知立の顔となるような空間整備を、彫刻やアートを活用してできないか、実行委員会を立ち上げ、工事スケジュールと連動して検討します。

- ・ 整備にあたっては、市民ワークショップ等を開催し、彫刻やアートを設置する場所や作品数、コンセプトを決めた上で、作家に依頼します。
- ・ 依頼を受けた作家は、設置する作品の内容について事前に公表し、市民との合意形成を経た上で作品を設置します。

#### (4) 知立市の観光活性化に向けたアートの活用

- ・ 知立市は、東海道五十三次 39 番目の宿場町として発展したまちであり、他にも『伊勢物語』の中で詠まれたかきつばたの名所、弘法さんの縁日などの歴史・文化資源を有していますが、これら資源の結びつきが弱いため、観光活性化のためには、観光地としての一体感を形成する必要があります。
- ・ そこで、観光活性化の一助として、明治用水緑道や東海道において彫刻やアートを活用した観光ルートを形成し、各資源の結びつきを強めることを検討します。
- ・ 明治用水緑道では、明治用水の整備が各集落の発展を支えたという歴史的背景を踏まえ、施設管理者（明治用水土地改良区）の協力を得ながら、各集落に伝わる民話をモチーフにした彫刻を設置し、「知立の民話回廊」を創ることを検討します。作品の選定にあたっては、町内会等の地元組織とのワークショップを通じて作品を製作してくれる作家に依頼し、設置場所、作品の内容、維持管理方法まで、施設管理者と地域住民との合意形成によって決めていくことを基本とします。



東海道松並木（明治用水緑道）



明治用水緑道のかきつばた



弘法さんの縁日（弘法通りの歩行者天国）



遍照院境内のバザール知立  
軽トラ市&手づくり市

資料編 計画の策定経緯

(1) 策定の流れ

	開催日	議題
第1回	平成24年 6月30日	(1) 計画策定の目的と委員会の検討事項について (2) 野外彫刻プロムナード展の経緯と現状 (3) 野外彫刻プロムナード展の成果と今後の課題
第2回	平成24年 8月25日	(1) 「彫刻のあるまちづくり」展開手法について (2) 今後のあり方（基本方針）について
第3回	平成24年 9月29日	(1) 野外彫刻プロムナード展推進計画の位置づけと構成（案） (2) パティオ池鯉鮒・公園通周辺の整備方針、実現施策（案） (3) 知立駅周辺の整備方針、実現施策（案） (4) 今年度の整備内容について
第4回	平成25年 1月26日	(1) 市民参加による野外彫刻清掃活動報告 (2) 彫刻のある風景づくり推進計画(案)について (3) 今年度の整備内容(案)について

(2) 野外彫刻プロムナード展推進計画策定委員会

		氏名	備考
1	学識経験を 有する者	宇納 一公	愛知教育大学 特別教授
2		野村 和弘	彫刻家
3		藤田 雅也	名古屋経済大学短期大学部 准教授
4	各種団体を 代表する者	小林 佑自	野外彫刻プロムナード展振興運営委員会 委員長 知立ライオンズクラブ会員
5		近藤 鈴俊	ちりゅう芸術創造協会 理事長
6		風間 勝治	知立市商工会 副会長 知立市商店街連合会 会長
7		高須 昭宜	知立市文化協会 会長

### (3) 知立市野外彫刻プロムナード展推進計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、知立市が野外彫刻を活かした魅力あるまちづくりを継続して進められるよう、野外彫刻設置に関する基本的な方針及び方策を定めた計画を策定するため、知立市野外彫刻プロムナード展推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 知立市野外彫刻プロムナード展推進計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議すること。
- (2) 知立市野外彫刻プロムナード展推進計画に基づくまちづくりの実施方法を検討すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日からその年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

#### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定めるものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理をする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。